

寝屋川市野外活動センター指定管理者選定までの経過

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市野外活動センター
- (2) 団体の名称 特定非営利活動法人ナック
所在地 大阪府大阪市北区大淀南一丁目9番16号
理事長 松 林 寛
- (3) 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

2 応募状況

- (1) 説明会への参加数（説明会 令和6年8月22日実施）

法人等の種類		計
特定非営利活動法人	一般財団法人	
1	1	2

- (2) 申請書の提出数（受付期間 令和6年8月23日～8月29日）

法人等の種類		計
特定非営利活動法人	一般財団法人	
1	0	1

3 指定管理者選定委員会

- (1) 構成（計5人）

- ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者 1人
- イ 経営に関する知識を有する者 1人
- ウ 学識経験を有する者 1人
- エ 社会教育関係団体の代表 1人
- オ 寝屋川市市民活動部長 1人

- (2) 開催経過

- ア 第1回（令和6年9月4日）

委員長の選出、副委員長の指名、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項

目並びに採点方法の確認及び決定

イ 第2回（令和6年9月27日）

第1次審査の結果確認及び総括、第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態と実績があること
- b 施設を効果的に管理運営できる提案が優れていること
- c 積極的な広報活動が行われ、集客促進策が優れていること
- d 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること
- e 記載内容（見積り金額等）が適正であり経費縮減が図られていること
- f 事業の実施について明記されており、社会教育に係る学習の場であることなど設置目的が効果的に果たされる事業提案があること
- g 施設の設置目的に合った運営スタッフの配置が適正であること
- h 職員研修が適正かつ効果的に行われる見込みがあること
- i 個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること、危機管理対策が適正であること
- j 総合的に見て提案内容が優れていること

【管理運営の実績】

- k 当該施設に係る管理運営の実績

(イ) 配点及び合格最低点

上記の a ～ j の各審査項目について 10 点満点で合計 100 点満点とし、

選定委員 5 人の平均点を申請者の得点とした。項目 k は選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を 70 点とし、a～j の各項目については合格最低点を 4 点とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a～j の審査を行った。

審査項目 k については、『令和 2 年度から令和 4 年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも 100 パーセント、令和 5 年度は 40 項目中 39 項目の 97.5 パーセント適正であり一定の実績・成果が認められたこと及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙 2 に係る評価項目の 10 項目のうち 6 項目の評価が「○」であることから、総合評価を A とする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	特定非営利活動法人ナック
審査項目	a	10	8.6
	b	10	7.8
	c	10	7.4
	d	10	7.6
	e	10	8.2
	f	10	7.4
	g	10	7.6
	h	10	8.2
	i	10	7.8
	j	10	8.0
小計		100	78.6
管理運営の実績	k	10	5
合計			83.6

合計得点及び a～j の各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第1次審査の得点は、第2次審査に持ち越さないこととした。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b 野外活動センターの管理について
- c 野外活動センターの運営について
- d 人的課題について
- e 収支について
- f 総合的評価

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を15点満点、fを25点満点で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を70点とした。

(ウ) 審査結果

	項目	配点	特定非営利活動法人ナック
審査項目	a	15	12.8
	b	15	13.4
	c	15	12.8
	d	15	12.8
	e	15	12.6
	f	25	21.6
合計		100	86.0

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、特定非営利活動法人ナックを、指定管理者の候補者として選定した。

4 寝屋川市野外活動センター指定管理者の指定

寝屋川市は、選定委員会の選定結果を受け、特定非営利活動法人ナックを指定管理者の候補者として決定し、令和6年12月市議会において指定管理者の指定について議決を得て、令和6年12月19日付けで指定管理者の指定の告示を行った。